

第3章 災害予防計画

地震・津波災害の発生を未然に防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。

また、国が策定した地震防災戦略を踏まえた地域目標の作成に努めるものとし、地域防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

第1節 防災業務施設・設備等の整備

地震・津波災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施するものとする。

1. 地震・津波観測施設・設備等〔総務課〕

(1) 市及び防災関係機関は、観測に必要な施設、設備の設備点検、更新をするとともに、地震・津波観測体制の強化を図るものとする。

(2) 市内の観測所及び観測点は、次のとおりである。

ア 震度計（気象庁設置）

(ア) 五所川原市字栄町20番地の1 五所川原市民体育館敷地内

(イ) 五所川原市太田太田山国有林24林班ろ-1小林班内

イ 強震計

(ア) 文部科学省設置 五所川原市敷島町36番地28 しきしまコミュニティセンター敷地内

ウ 青森県震度情報ネットワークシステム観測点

(ア) 五所川原市金木町朝日山319番地1 金木総合支所敷地内

(イ) 五所川原市相内349番地1 市浦総合支所敷地内

2. 消防施設・設備等〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、（耐震）防火水槽等の消防水利、火災通報施設等の整備、点検に努め、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図るものとする。

(1) 整備状況

消防施設等の現況は、資料3-1「消防施設・設備等の整備状況」のとおりである。

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

消防力及び消防水利の基準に基づき、消防施設整備3カ年計画により増強、更新を図るなど整備していくものとする（資料3-2「消防ポンプ自動車等整備計画」参照）。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮するものとし、震災時における消防活動体制の整備に努めるものとする。

3. 通信施設・設備等〔総務課〕

(1) 市及び各防災関係機関は、防災に関する情報伝達等の迅速化を図るため、衛星通信、県防災行政用無線、有線電話・ファクシミリ、無線電話・ファクシミリ、携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとともに、民間企業、報道機関、住民等から

の情報など多様な災害関連情報等のネットワークの構築に努め、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市防災行政用無線等情報伝達網（個別受信機を含む）の整備を図る。

また、通信施設等の整備改善（耐火耐震構造等）及び施設が被災した場合の非常電源、予備機等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

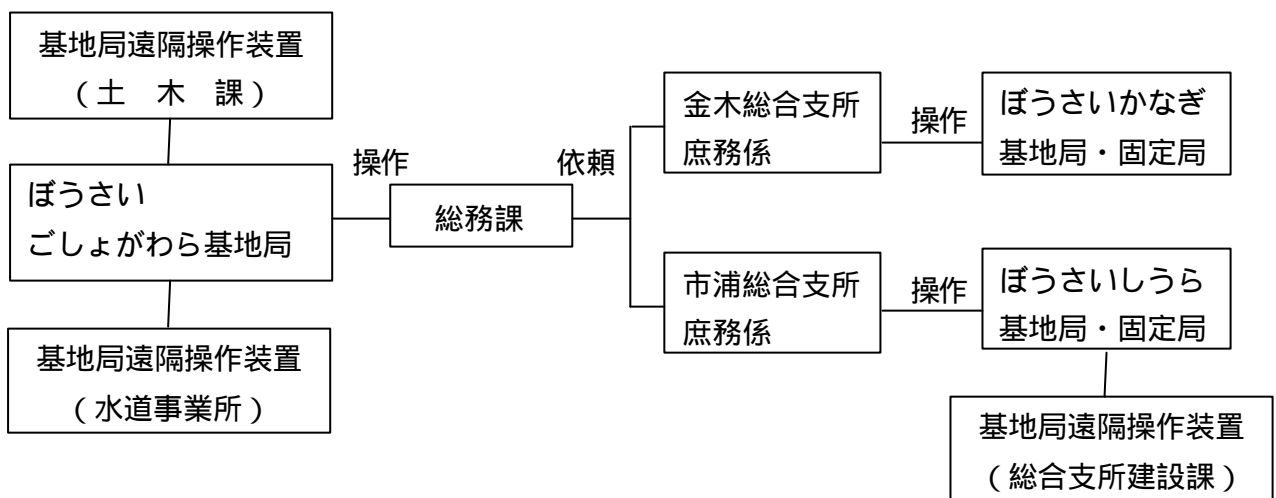
なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア 防災行政用無線

(ア) 市有無線設備は、資料4-1「五所川原市有防災無線設備一覧」及び資料4-2「同報系無線位置図」のとおりである。

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



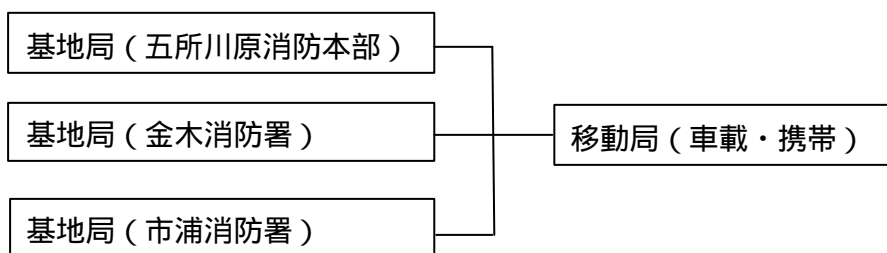
イ 県防災行政用無線

県防災行政用無線は、県（災害対策本部）と各市町村を接続しており、連絡の系統図は、資料4-3「青森県防災行政用無線構成図」のとおりである。

ウ 消防無線

(ア) 五所川原地区消防事務組合が保有する消防無線設備は、資料3-3「五所川原地区消防事務組合消防用無線局一覧」のとおりである。

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



エ その他

市内にある有線放送施設は、資料4-2-1「五所川原市内有線放送施設一覧」のとおりである。

4．水防施設・設備等〔総務課〕

市及び防災関係機関は、当地域における重要水防区域、危険箇所等について常日頃から具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

(1) 整備状況

各水防倉庫の資機材の備蓄状況は、資料4-9「水防倉庫及び防災センター備蓄資機材保有状況一覧」のとおりである。

(2) 整備計画

水防倉庫資機材は、使用状況に応じて随時補充していくものとする。

5．海上災害対策施設・設備等〔市浦総合支所建設課〕

市は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

(1) 整備状況

市及び関係機関が保有する流出油防除資機材は、資料4-11「流出油防除資機材一覧」のとおりである。

(2) 整備計画

流出油防除資機材は、使用状況に応じて随時補充していくものとする。

6．救助施設・設備等〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資器材、薬品等を整備、点検する。

(1) 整備状況

五所川原地区消防事務組合消防本部が保有する救助機械、救助用資器材等は、資料4-10「救助機械、救助用資器材等一覧」のとおりである。

(2) 整備計画

五所川原地区消防事務組合消防本部と連携をとり、救助機械、救助用資器材等の計画的な整備に努める。

7．広域防災拠点等〔総務課〕

他地域や広域防災拠点から派遣される要員や応援（救援）物資の保管等の活動拠点の確保を図る。

活動拠点

施設等名	所在地	連絡先	宿営可能人員	物資等収容スペース	利用可能な設備の状況
中央公民館	一ツ谷504-1	35-6056	945人	3,780m ²	自炊施設有り 暖房施設有り
金木公民館	金木町菅原378-2	53-3581	286人	1,144m ²	
市浦コミュニティセンター	相内岩井81-384	62-3016	374人	1,449m ²	

物資等集収容スペースは宿泊可能人員スペースでもあることに留意。

8．その他施設・設備等〔総務課、管財課〕

(1) 市は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備する。

重機類の整備状況は、資料4-8「重機保有状況一覧」のとおりである。

(2) 市は、防災倉庫、防災資器材を整備する。

防災倉庫・防災資器材の保有状況は、資料 4 - 9 「水防倉庫及び防災センター備蓄資機材保有状況一覧」のとおりである。

第 2 節 総合防災情報システム

予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関をネットワーク化した総合防災情報システムの活用を推進するものとし、その全体システムについては、資料 4 - 5 「総合防災情報システム全体図」のとおりである。

1 . 総合防災情報システムの活用〔総務課〕

市及び消防機関は、総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を 2 名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

2 . 市の災害対策機能等の充実〔総務課〕

市は、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第 3 節 自主防災組織等の確立

大規模な地震・津波災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害される場合が予想されるが、このような事態において被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。

このため、市は、地域住民による自主防災組織等の結成を促進し、育成していくものとする。

1 . 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在 3 地区で組織され、防災活動を実施しているところである。

今後は、地域の実情に応じた防災計画に基づき平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導するものとする。

自主防災組織の現況（平成 1 8 年 8 月 1 日現在）

ア 三好地区婦人防火クラブ

設 立 年 昭和 5 7 年 3 月 2 5 日

部 員 数 2 1 人

対象地区 三好地区

活動内容 救急法等の講習による技術の習得

防火、防災の P R

他の婦人防火クラブとの交歓 ほか

イ 鎌谷町自主防災会

設立年 昭和57年10月7日

会員数 1,454世帯

対象地区 鎌谷町、一ツ谷、烏森、弥生町

活動内容 防災知識の普及

火災等の災害予防

火災等災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出、避難誘導等

応急対策

防災訓練の実施

防災資機材等の備蓄 ほか

ウ 田園町自主防災会

設立年 平成16年4月18日

会員数 343世帯

対象地区 石岡字藤巻、吹畑字藤巻、烏森、松島町2丁目の一部

活動内容 防災知識の普及

防災訓練の実施

地域の災害危険の把握

災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導、初期消火等の応急対策

防災資機材等の備蓄 ほか

2. 自主防災組織の育成強化〔総務課〕

自主防災組織の結成、組織化は住民が自ら自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、その要となる優れたリーダー育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため啓蒙活動（必要な資料の提供、研修会等）を積極的に実施する。
- (2) 既存の町内会（自治会等）や婦人防火クラブ等民間防火組織の自主防災組織への移行を図る。
- (3) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障害者、高齢者等災害時要援護者を保護するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (4) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓蒙を行うとともに、自主防災組織の要となる優れたリーダーの育成を図る。
- (5) 災害時においては避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となり、平常時は防災知識の普及及び防災訓練の活動の拠点となる施設並びに消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。

3. 事業所の自衛消防組織の設置の促進〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより整備充実するとともに、特に法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 病院、旅館、ホテル、百貨店等多数の者が利用する事業所
- (2) 危険物、高圧ガスの製造所、貯蔵所又は取扱所
- (3) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所
- (4) 雑居ビル等共同防火管理を必要とする事業所

4 . 自主防災組織の防災活動の推進〔総務課〕

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で災害時要援護者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 活動地域内の防災巡視の実施
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ 災害時要援護者の把握

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の活動
- イ 災害危険箇所等の巡視
- ウ 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・避難指示の伝達
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

5 . 事業所の防災活動の推進〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の活動
- イ 救出救護の実施及び協力
- ウ その他

第4節 防災教育及び防災思想の普及

地震・津波災害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から、各種災害の認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と社会教育の場及び直接住民に対する防災知識の普及を通じて防災意識の高揚を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1．防災業務担当職員に対する防災教育〔総務課〕

防災業務担当職員が、日常の事務又は業務を通じ積極的に防災対策を推進し、市地域防災計画が活用され、地域における防災活動を率先して実施できるよう、市地域防災計画の内容運用等の周知徹底を図るため研修会、検討会及び映画会等を通じ防災教育を実施するものとする。

なお、教育内容で、特に重点を置くべきものは、次のとおりである。

- (1) 地震・津波災害についての一般的知識
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録の文献紹介とその検討会

2．社会教育等における教育〔総務課〕

青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体が実施する研修会等のカリキュラムに防災教育を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及を図る。

3．住民に対する防災思想の普及〔総務課〕

防災思想の普及は、ラジオ・テレビ等の放送施設、新聞、雑誌、広報紙その他市が発行する刊行物、広報車の巡回さらには講習会、映画会、展覧会の開催その他により行うものとする。

防災の日や防災週間など一連の防災関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図るものとする。普及内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 簡単な気象、水象に関すること
- (2) 気象予報・警報等に関すること
- (3) 住民の執るべき措置

ア 家庭において執るべき次の措置

(平常時)

- ・家庭における各自の役割分担
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・3日分の食料、水、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の準備
- ・避難場所、避難路の確認
- ・避難所における心得
- ・防災訓練への積極的な参加

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ、ラジオ、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・自動車や電話の使用の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救護への協力
- ・炊き出しや救助物資の配分への協力
- ・その他

イ 職場において執るべき次の措置

(平常時)

- ・職場の防災会議による役割分担
- ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ロッカー等重量物の転倒防止

- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・重要書類等の非常持出品の確認
- ・防災訓練への参加

(災害時)

- ・身の安全の確保
- ・テレビ、ラジオ、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・危険物の安全確保
- ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・初期消火
- ・被災者の救出、救援への協力
- ・職場同士の相互協力
- ・その他

4．企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

このため、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図ものとし、また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第5節 防災訓練

地震・津波災害発生時等における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

1．総合防災訓練の実施〔総務課〕

市は、災害応急対策の迅速かつ的確なる遂行を図るため、大規模地震・津波を想定した防災訓練を企画し、県、その他の防災関係機関及び公私の団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び災害時要援護者を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させた総合訓練を行うとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の方法については、人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施するよう努めるものとする。

また、訓練の実施に当たっては、必要に応じてハザードマップを活用して行う。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

- (1) 実施期間は、原則として防災の日（9月1日）又は防災週間（8月30日～9月5日）内（又は大きな災害の被災日）とする。
- (2) 地震発生後の災害応急対策の実施を内容とする訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

(3) 訓練内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害広報訓練
- イ 情報収集伝達訓練
- ウ 災害対策本部設置訓練
- エ 交通規制訓練
- オ 避難・避難誘導訓練
- カ 消火訓練
- キ 土砂災害防御訓練
- ク 救助・救出訓練
- ケ 救急・救護訓練
- コ 応急復旧訓練
- サ 生活関連訓練
- シ 隣接市町村、隣接県等との連携訓練
- ス 災害時要援護者の安全確保訓練
- セ ボランティアの受入れ・活動訓練
- ソ その他災害想定に応じた必要な訓練

2 . 個別防災訓練の実施〔総務課〕

市は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、個別防災訓練を定期的実施する。

なお、訓練内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 津波警報伝達等訓練
- (4) 非常召集訓練
- (5) 災害対策本部設置等訓練
- (6) 避難・避難誘導訓練
- (7) 消火訓練
- (8) 救助・救出訓練
- (9) 救急・救護訓練
- (10) 水防訓練
- (11) 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- (12) 給水・炊き出し訓練
- (13) 図上訓練
- (14) その他

3 防災訓練に関する普及啓発〔総務課〕

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、市広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第6節 避難対策

地震・津波災害時において住家を失った住民及び地震・津波災害に起因する水害、土砂災害、火災等の二次災害危険箇所周辺の住民を保護するため、避難場所及び避難路の選定、避難訓練、

避難に関する広報、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

1. 避難場所の選定〔総務課〕

市は、大規模地震が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難場所を選定する。

(1) 避難場所の選定

ア 避難者1人当たりの必要面積を概ね2㎡以上とする。

イ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。

ウ 大規模なげ崩れ、浸水などの危険のないところにする。

エ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 地震火災に対する避難場所の選定

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあることから地震火災に対する避難場所の選定に当たっては上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

ア 大火輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空地を選定する。

イ 付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。

ウ 状況に応じて、他の避難場所に移動が可能なところとする。

(3) 津波災害に対する避難場所の選定

津波災害に対する避難場所の選定に当たっては上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

ア 海に通ずる堰、沢等を渡る場所でないところとする。

イ 住民が短時間で避難が可能な場所とする。

(4) 避難場所の事前指定等

ア 避難場所等は、資料4-5「指定避難所及び避難施設」のとおりである。

イ 災害の状況により、上記の避難場所のみで不足する場合は、民間施設等の使用措置を講ずる。

ウ 市区域内で適当な施設を得難いときは、野外に仮設建物又は天幕を設置するか、場合によっては隣接市町村に要請し、避難場所の提供を求める。

2. 避難場所等の整備〔総務課〕

避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

3. 避難場所標識の設置等〔総務課〕

避難場所及び周辺道路には、案内標識、誘導標識等を設置し、地域住民に周知する。

4. 避難路の選定〔総務課〕

避難路の選定は、市街地の状況に応じて、安全に避難場所等へ避難できるよう次の事項に留意する。

(1) 避難路は、概ね8m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないものとする。

- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とする。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 津波や浸水等の危険のない道路とする。

5．避難路及び避難場所周辺の交通規制〔総務課〕

地震・津波災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、五所川原警察署、五所川原県土整備事務所と協力し、避難路及び避難場所周辺の駐車場規制等の交通規制を実施しておく。

6．避難訓練の実施〔総務課〕

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

7．避難に関する広報〔総務課〕

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 避難場所等の広報

地域住民に対して、避難場所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア 避難場所の名称
- イ 避難場所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

- ア 避難準備の知識
- イ 避難時の知識
- ウ 避難後の心得

第7節 津波災害対策

津波の発生による被害を防止し、または最小限に食い止めるため、津波災害に強いまちづくりの推進、津波予報、避難指示等の伝達体制、防潮堤等の施設の整備、津波監視体制等の確立、津波警戒の周知徹底、港での二次災害防止等を図るものとする。

1．津波防災施設の整備〔市浦総合支所建設課〕

津波による災害を防止し、又は最小限に止めるため、国、県の協力を得て防潮堤、防波堤、水門等の対策事業を海岸保全施設の整備と併せて行うとともに、定期的に点検を行う等、維持管理に万全を期する。整備にあたっては地域の実態、防災効果、隣接地域間の均衡を考慮するとともに、施設の耐震性・耐浪性、防潮堤背後の内水排除対策等に十分配慮するものとする。

2．津波防災の観点からのまちづくりの推進〔市浦総合支所〕

(1) 津波に強い土地利用の推進

津波による被害のおそれのある地域における土地利用について、土地利用の現状、将来の発展性、住民生活の利便性を十分考慮し、高地移転など津波による被害をできるだけ少なくするよう計画的に誘導する。また、施設を整備する場合、その配置及び構造について、津波に強い土地利用への誘導について配慮する。

(2) 公共施設等及び交通基盤施設等の整備

津波による被害のおそれのある地域において公共・公用施設を整備する場合、避難・救援の拠点として、また、道路・鉄道等の交通施設を整備する場合は、避難路、救援路としての機能に配慮する。

(3) 防潮林の保全

防潮林の保存、維持に努める。

3. 津波予報、避難指示等の伝達体制の整備〔総務課、市浦総合支所〕

(1) 津波予報伝達の迅速化、確実化

所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、休日、夜間、休憩時等における津波予報伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど防災体制を強化する。

(2) 通報・通信手段の確保

住民等に対する津波予報等の伝達手段として市防災行政用無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波予報伝達の浸透を図るため、サイレン、半鐘、広報車等の多様な手段を確保する。

(3) 伝達協力体制の確保

漁業協同組合、海水浴場の管理者、漁港工事施工者及び自主防災組織の責任者とあらかじめ津波予報等の伝達に関し協議を行い、これらの者との協力体制を確保する。

(4) 津波予報伝達等訓練の実施

津波予報伝達等を迅速かつ確実に行うため、原則として毎年1回、伝達等訓練を企画し、防災関係機関の参加のもとに実施する。

4. 津波監視体制等の確立〔総務課、市浦総合支所〕

(1) 津波危険予想地域の設定

過去の津波災害の状況及び海岸の形状等から津波による被害が想定される地域を設定する。

(2) 津波監視体制の確立

津波予報が発表されたときはもとより、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の来襲に備え、直ちに海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて海面監視を開始するよう監視人、監視場所を定めるとともに、漁業協同組合、海水浴場の管理者等の協力を得て、海面監視情報の通報、伝達体制を確立する。

5. 津波警戒の周知徹底〔総務課、市浦総合支所〕

防災関係機関は、チラシ、看板等あらゆる機会を利用し、住民等に対し津波警戒に関する次の事項の周知徹底を図る。

特に、海水浴シーズン、観光シーズンにおいては、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性等についての啓発を実施する。

(1) 一般住民、観光客、海水浴客、釣り客等

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気を緩めない。

(2) 船舶

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくり

とした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域。以下地震編において同じ。）の水深の深い広い海域へ退避する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐ港外退避する。

エ 港外退避できない小形船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気を緩めない。

カ 港外退避や小型船引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

2. 津波避難計画の策定〔総務課〕

次の事項に留意して津波避難計画を策定しておく。

- (1) 津波浸水等予測図
- (2) 津波避難対象地域の指定等
- (3) 初動体制（職員の参集等）の確保
- (4) 津波情報等の収集・伝達方法等の確保
- (5) 津波避難勧告・指示の発令時期及び発令基準
- (6) 津波防災対策の啓発・教育
- (7) 津波避難訓練
- (8) その他津波避難対策のための措置

第8節 火災予防対策

地震発生時の火災の同時多発等による被害を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため防火思想の普及と消防体制の充実強化を図るものとする。

1. 防火思想の普及〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

(1) 一般家庭等に対する指導

ア 一般家庭

一般家庭に対し、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導するものとする。

また、地震による火災発生防止として対震自動消火装置付ストーブの使用の促進等を強力に指導するとともに、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ 教育研究機関の実験室・薬局等

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、地震動による落下等により発火、爆発の危険性が考えられるので、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

ウ 街頭消火器の設置

市街地、避難経路等の主要地点への消火器の配備推進に努め、初期消火体制を整備する。

(2) 民間防火組織の育成

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が非常に重要であり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制を必要とすることから自主消防体制としての学区、行政区等ごとの婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の結成、育成を促進し、組織単位の訓練を積み重ね災害への対応策を体得させ、家庭、職場等で活用できるよう指導するものとする。

(3) 火災予防運動の実施

毎年火災が多く発生する春（4月の第1又は第2月曜日）から始まる1週間）、秋（10月

の第3月曜日から始まる1週間)の火災予防運動、その他火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し、火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

2. 防火規制の実施〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

(1) 予防査察の実施

消防機関は、出火の危険性を把握し、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導、消防用設備等の改善、勧告を行うものとする。

ア 対象

一般家庭、病院、百貨店、劇場、旅館、ホテル等

イ 実施期間等

特定の期間内に重点を置くことなく、五所川原地区消防事務組合予防査察規程による定期査察、随時査察及び特別査察を行う。

査察1回当たりの人員は2名とし、定期査察の執行基準は次のとおりとする。

区 分		査 察 回 数
一般施設	第1種査察対象物	1年に1回以上
	第2種査察対象物	2年に1回以上
	第3種査察対象物	3年に1回以上
	第4種査察対象物	周囲の状況、構造、規模、用途等から総合的に判断し、五所川原地区消防事務組合消防長が必要と認めるとき
危険物施設	第1種査察対象物	1年に1回以上
	第2種査察対象物	2年に1回以上
	第3種査察対象物	周囲の状況、構造、規模、用途等から総合的に判断し、五所川原地区消防事務組合消防長が必要と認めるとき

ウ 査察内容

- (ア) 火気使用設備の安全確保に関すること
- (イ) 危険物の安全取扱いと適正管理に関すること
- (ウ) 消火、避難等の消防用施設の設置管理に関すること
- (エ) 自主点検の励行に関すること
- (オ) 査察後の措置
- (カ) 施設の改善命令、措置の指示、その後の再査察

(2) 防火管理体制の確立

火災発生及び拡大を防止するために劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに自主的な防火管理体制を樹立させるものとする。

3. 消防体制の整備〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

(1) 消防計画の作成

消防機関等がその任務に基づき具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 常備消防体制の充実強化

五所川原地区消防事務組合は、火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動における初期出

動体制及び組織の充実強化に努めるものとする。

(3) 消防団の充実強化

地域社会の安全を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な団員の確保等を講ずるとともに、入団促進活動、イメージアップ活動、地域交流事業、文化教養研修活動を実施するなどその活動の活性化を図るものとする。

(4) 消防施設、設備等の整備

第1節防災業務施設・設備等の計画による。

なお、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用等、消防水利の多用化を図る。

4. 文化財に対する火災予防対策〔生涯学習課〕

市教育委員会は、文化財の現況把握に努めるとともに、消防機関の協力を得て各所有者等に対し火災予防対策の強化を指導、助言するものとする。

第9節 水害対策

地震・津波に起因する水害を防止又は軽減するため治水施設の整備、適正な管理及び水害予防体制の整備を図るものとする。

1. 河川等治水施設の整備と管理〔農政課、土木課、市浦総合支所建設課〕

河川改修事業、海岸保全事業、農地防災事業、治山事業、砂防事業及び危険地域からの移転対策事業の総合的实施により、治水施設の計画的整備を推進するとともにその適正な管理を図るものとする。

2. 水防資機材の整備〔総務課〕

第3章第1節「防災業務施設、設備等の整備」による。

3. その他の水害予防については、風水害等災害編の定めるところによる。

第10節 土砂災害対策

地震災害に起因する土砂災害を未然に防止あるいは軽減するため、危険箇所を把握し、治山事業砂防事業（地すべり、急傾斜地崩壊対策）、農地防災対策事業及び危険地域からの移転対策事業を総合的に実施するとともに地域住民に対する危険箇所の周知徹底、危険区域内における行為制限の周知徹底を図るものとする。

1. 危険箇所の住民に対する周知徹底〔農政課、土木課〕

危険箇所の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前駆）現象、その他の注意事項を啓発するため次のような措置を講ずる。

(1) 国土交通省、県主催の例年6月の「土砂災害防止月間」に県で配布するパンフレット等を各世帯に配付する。

(2) 随時、関係機関に協力を要請し、地区ごとに土砂災害に関する映画会・講習会を開催する。

(3) 教育委員会と連携をとり、危険箇所の多い地区の児童生徒等を対象とした土砂災害防止教育を推進する。

(4) 土砂災害に関する防災訓練を実施する。

2. 危険区域内における行為制限の周知徹底〔農政課、土木課〕

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう県農林水産事務所、県土整備事務所と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用水路、その他防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

3. 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導〔農政課、土木課、都市計画課、建築住宅課〕

市は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1)、(2)、(3)の法指定諸制度との整合性の確保
- (5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導徹底
- (6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

第11節 建築物等対策

地震発生時の地震動による建築物本体の被害、窓ガラス、外装材等の損壊落下による被害、ブロック塀、石塀等の倒壊による被害のほか、建築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシステム等災害予防の促進を図るものとする。

1. 公共建築物等災害予防〔建築住宅課〕

防災拠点となる市庁舎・病院、避難場所となる学校・体育館・公民館等の耐震診断、耐震化について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的な実施に努めるほか、不特定多数の人が出入りする劇場・駅、百貨店、社会福祉施設等の耐震診断、耐震改修について、建築物の所有者、管理者等を指導する。

2. 一般建築物等災害予防〔建築住宅課〕

(1) 一般建築物の耐震性確保

市は県と連携して、特殊建築物等の中間検査制度の活用並びに完了検査率の向上を図り、欠陥建築物の防止と耐震性の向上を促進する。また、民間確認検査機関を活用して、住宅の完了検査の一層の充実を図るとともに、昭和56年5月以前に建築された既存建築物については、所有者、管理者に対する耐震診断、耐震改修等に関する指導を計画的に実施する。

(2) 窓ガラス、看板等対策

市は県と連携して、市街地の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物

の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。特に、通学路及び避難場所周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して強力な改修指導を行う。

(3) ブロック塀、石塀等対策

市は県と連携して、道路沿いに設置または改修しようとするブロック塀等の所有者に対し、建築基準に適合したものとすよう指導する。

また、通学道路や避難路及び人通りの多い道路等に沿って設置されている既存のブロック塀等については、その実態を把握するとともに、危険性のあるものについては改修するよう所有者、管理者に対して強力に指導する。

(4) 家具等転倒防止対策

住民に対し建築物内の食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策方法等についてわかりやすいパンフレット、広報紙等により周知徹底する。

3. コンピュータシステム等災害予防〔情報システム課、建築住宅課〕

コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取り組みを促進する。

第12節 都市災害対策

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点等の整備、市街地の整備、建築物不燃化を図るものとする。

1. 地域地区の設定、指定〔都市計画課〕

(1) 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

(2) 準防火地域の指定

市街地における火災を防止するための地域を指定する。

2. 都市基盤施設の整備〔土木課、都市計画課、下水道課、公園管理課〕

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備を推進する。

(1) 道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路等の都市防災上の機能を高めるため、街路整備を推進する。

(2) 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、避難地、避難路、延焼遮断帯の都市防災上の空間の確保のため、又復旧・救援活動拠点等となる公園の整備及び外周部の植栽緑地化を推進する。

(3) 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水による市街地の浸水を防止するため、下水管渠並びに雨水渠の新設を推進する。

3. 防災拠点施設整備事業〔都市計画課〕

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設整備を推進する。

4. 市街地の整備〔区画整理課〕

既成市街地の災害の防止のため、次の事業を推進する。

(1) 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、事業の推進を図る。

5. 建築物不燃化対策〔建築住宅課〕

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

(1) 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

(2) 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

第13節 災害時要援護者等安全確保対策

障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等のいわゆる災害時要援護者を保護するため、災害時要援護者関連施設の安全性の確保、災害時要援護者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等災害時要援護者の安全確保を図るものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1. 災害時要援護者関連施設の安全性の確保〔福祉部〕

(1) 災害時要援護者関連施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

(2) 災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

2. 災害時要援護者の支援体制の整備等〔福祉部〕

(1) 市等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して災害時要援護者の安全確保に関する啓発・普及活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努める。

(2) 市は、地域に居住する災害時要援護者の実態を把握しておく。

(3) 市及び災害時要援護者関連施設管理者は、防災関係機関、自主防災組織、近隣住民等との連携を密にし、災害時の支援体制を整備しておく。

3. 災害時要援護者の避難誘導體制等の整備等〔健康推進課、福祉部〕

(1) 市等防災関係機関及び災害時要援護者関連施設管理者は、災害時要援護者を適切に避難誘導するための体制を整備しておく。

(2) 市等防災関係機関は、災害時要援護者に対する情報伝達体制を整備しておく。

(3) 市等防災関係機関は、被災した高齢者、障害者等に配慮した医療、保健計画を定めておく。

4. 応急仮設住宅供給における配慮〔建築住宅課〕

市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等災害時要援護者に配慮した計画を定めておく。

5. 連絡体制等の整備〔福祉部〕

災害時要援護者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における地震・津波情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、災害時要援護者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

6. 防災訓練における災害時要援護者への配慮〔総務課〕

防災訓練を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

第14節 防災ボランティア活動対策

地震・津波災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1. 関係機関の連携・協力〔保護福祉課〕

市は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から相互の交流を深め、防災ボランティア活動に対する連携・協力を努める。

特に、近隣市町村及び社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平常時からの交流に努める。

2. 防災ボランティアの育成〔保護福祉課〕

市及び市教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部五所川原地区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3. 防災ボランティアコーディネーターの養成〔保護福祉課〕

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、市、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4. 防災訓練への参加〔保護福祉課〕

県及び市は、県教育委員会及び市教育委員会と協力して、県社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部への防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部五所川原地区は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。

5. ボランティア団体間のネットワークの推進〔保護福祉課〕

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平常時から県、県教育委員会、市町村及び市町村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体またはボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

6. 防災ボランティアの受入体制の整備〔保護福祉課〕

県、市等防災関係機関は、災害時においてボランティアの技能が生かされ、効果的に活動できるよう、ボランティアに対するニーズの把握、防災ボランティアセンターの設置方法、ボランティアの受付・調整方法等、平常時から受入体制の整備を図る。

第15節 積雪期の地震災害対策

積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の避難場所、避難路の確保を図るものとする。

1. 総合的な雪害対策の推進〔総務課〕

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強い街づくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「青森県地域防災計画（風水害編等）」による雪害予防対策を各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

2. 交通の確保〔土木課〕

(1) 道路交通の確保

災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除雪体制を確立し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

ア 除雪体制の確立

(ア) 一般国道・県道・市道及び高速自動車国道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の整備を促進する。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

(イ) なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・なだれ防止柵等の施設の整備を促進する。

(ウ) 山間地帯の冬期通行不能な箇所解消と代替路線の確保を図る。

(2) 航空輸送による緊急物資の受取場所の確保

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため、航空輸送の確保を図るとともに緊急物資の受取場所の確保を図る。

3. 家屋倒壊の防止〔総務課〕

屋根雪による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域の援助体制の確立を図る。

4. 積雪期の避難場所、避難路の確保〔総務課、土木課〕

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整備し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等の面的整備を促進して、概ね次のような避難場所・避難路の確保を図る。

(1) 避難場所の確保

地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難場所を指定する。

(2) 避難路の確保

ア 積雪・堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な地域や冬期交通の隘路となる箇所における消融雪施設等の整備

(3) 避難誘導標識の設置

住民が安全に避難場所に到達することができるよう積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

第16節 文教対策

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を地震・津波災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1. 組織の整備〔教育総務課〕

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連帯等について組織を整備しておく。児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

2. 防災教育の実施〔指導課〕

学校等における防災教育は安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動全体を通して行う。特に、避難、災害発生時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒等の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な啓発又は高揚を図るため、避難訓練の実施、防災専門家や災害体験者の講演会開催、震災時のボランティア経験者の講話、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び県・市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(2) 教科・科目における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科、科目を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員の執るべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は災害時を想定し、緊急時に迅速な行動がとれるような体制を整えておく。

3. 防災上必要な計画及び訓練〔教育総務課〕

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡の方法

の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

- (2) 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- (3) 訓練実施後は、十分な検討を加えるとともに、必要に応じ計画を修正する。

4. 登下校の安全確保〔教育総務課〕

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

- ア 通学路については、五所川原警察署、五所川原県土整備事務所、消防機関及び地元関係者と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
- イ 平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- ウ 災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- エ 児童・生徒の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。
- オ 幼児の登下校時には、原則として個人又は小グループ毎に保護者が付き添う。

(2) 登下校等の安全指導

- ア 災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5. 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進〔教育総務課〕

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による耐震性、不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成にあたっては、防災上必要な措置を講ずる。

6. 文教施設・設備等の点検及び整備〔教育総務課〕

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7. 危険物の災害予防〔教育総務課〕

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

8. 文化財の災害予防〔生涯学習課〕

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者または管理者は、良好な状況の下に、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び市教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理し

なければならない。

第17節 警備対策

五所川原警察署長は、地震・津波災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、警備対策の万全を期するものとする。

1. 実施機関〔五所川原警察署〕

住民の生命、身体及び財産を災害から防護するための警備対策は、市及び関係機関の協力を得て五所川原警察署長が行うものとする。

2. 措置内容〔五所川原警察署〕

五所川原警察署長は、災害の発生に備えて、次の措置を行うものとする。

(1) 災害警備体制の確立

地域の実情を踏まえ、各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を図り地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備計画等の策定を行い、災害警備体制の確立に努めるものとする。

(2) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難場所、避難誘導経路、避難場所の収容能力等の把握に努めるものとする。

(3) 防災意識の普及

平素から関係機関と連絡を密にし、広報媒体を多角的に活用して、管内における災害情勢及び災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪の予防、交通の規制、その他公共の安全と秩序の維持に関する広報を行い防災思想の普及に努めるものとする。

(4) 教養訓練の実施

職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、防災関係機関が主催する訓練及び研修に参加するなど職員の実務能力の向上に努めるものとする。

(5) 防災関係機関等との協力体制の確立

防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との連携を図り、災害警備活動が迅速かつ円滑に実施できるように協力体制を確立するものとする。

第18節 交通施設対策

交通施設の地震による被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく災害時の応急対策活動の障害となることから、各交通施設の耐震性の強化及び防災施設の整備等を図るものとする。

1. 道路〔土木課〕

道路管理者は、震災時において道路交通の確保ができるよう市道等の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。

(1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、次の調査、工事を実施する。

ア 道路法面、盛土欠落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。

イ 道路の防災補修工事

上記アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、次の調査、工事を実施する。

ア 橋梁耐震点検調査

構造の改善補強工事等が必要な箇所を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。

イ 橋梁の耐震補強の工事

上記アの調査に基づき、補修対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。

ウ 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、耐震構造とする。

(3) トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、次の調査、工事を実施する。

ア トンネルの安全点検調査

補強等対策工事の必要箇所を把握するため、トンネルの耐震点検調査を実施する。

イ トンネルの耐震補強工事

上記アの調査に基づき、補強対策工事が必要な箇所について、補強工事を実施する。

(4) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるようレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を分散配備、増強する。

(5) 道路標識の耐震性の強化等

災害時において、道路交通機能を確保できるよう、必要な道路標識の耐震性の強化を図る。

2. 漁港〔市浦総合支所建設課〕

漁港管理者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 漁港整備

荷さばき時に集中する漁船の交錯及び災害時の被害の解消のため、泊地、けい船岸を整備する。

(2) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等レジャースポーツ用船艇については、客船、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設けて収容する。

第19節 上下水道施設対策

地震・津波災害による上下水道施設の被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

1. 上水道施設〔水道事業所、津軽広域水道企業団西北事業部〕

水道事業者・水道用水供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 上水道施設の耐震性強化等

水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時における断水を最小限に止めるため、次により水道施設の耐震性の強化を図る。

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は、耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震化を図り、管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認するとともに複数水源間の連絡管の敷設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ 浄水施設及び送、配水施設

(ア) ポンプ周りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を図るとともに、塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。

(イ) 送、配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送、配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。

配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化、共同溝の整備等を行う。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震化を図る。

オ 既存施設

既存の上水道施設については耐震性診断を行うほか、既存管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管については敷設替え等の改良を行う。

カ 浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び避難所、医療機関等に配水する管路については優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震化の目標に基づき順次計画的に耐震化を図る。

(2) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(3) 防災用施設、資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、緊急時給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備増強を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(4) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

2. 下水道施設〔下水道課〕

下水道事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 下水道施設の耐震性強化

下水道事業者は、災害時における住民の衛生的な生活環境を確保するため、次により下水道施設の耐震性の強化を図る。

ア 管渠

新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画するものとし、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、適切な管渠基礎工、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

イ ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水道管渠の連絡箇所は、地震動により破損し易いため、老朽化した施設について補強するとともに、今後の設計に当たっては、耐震性を考慮し、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

(2) 施設、設備の整備充実

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(3) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

第20節 危険物施設等対策

地震・津波に起因する火薬類、高圧ガス、都市ガス、石油類及び毒物・劇物等化学薬品（以下この項において「危険物」という。）の爆発、火災あるいはこれらに伴う多量の有害ガスの発生による災害並びに放射性物質による事故を防止し、安全を確保するための対策を実施するものとする。

1. 現況〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

地域内の危険物施設等は、資料6-1「危険物施設」から資料6-13「劇物貯蔵施設」までのとおりである。

2. 保安思想の啓発〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

危険物施設等による災害の未然防止を図り、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう、次のことを行う。

(1) 各種行事による啓発

危険物施設等の従業員等に対し、危険物に対する知識の向上と防災に関する知識の普及を図るため、火災予防運動、危険物安全週間等各種諸行事において防災に関する映画、講演・講習会及び懇談会等を開催し、防災知識の普及に努める。

(2) PR冊子等による啓発

危険物施設等の従業員等に対し、消防関係機関紙、防火推進パンフレット、危険物会報、ポスター等を配付し、防災に関する知識の普及に努める。

(3) 民間協力団体による啓発

防火協会、危険物安全協会連合会、その他の民間協力団体等を通じ、防災に関する知識の普及に努める。

3. 予防査察等の強化〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

(1) 市長は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めたときは、消防本部・消防署又は県に連絡し、必要な措置を要請するものとする。

(2) 市長、五所川原地区消防事務組合管理者及び知事は、危険物施設等に対し、防災対策の万全を期するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 予防査察の実施

危険物施設等について、位置、設備、構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施し、改善等について指導するものとする。

また、危険物を移送するタンクローリー車及び危険物等を運搬する貨物自動車について、街頭において一斉取締りを実施し、事故の防止に努めるものとする。

イ 火災予防条例の趣旨を徹底させ、施設の管理責任者等に火災予防に関し、自覚を促し届出義務を履行させるものとする。

ウ その他火災予防に対する措置を徹底するものとする。

(3) 市長は、危険物等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防本部・消防署、警察及び県と相互に情報を交換するものとする。

4 . 自主保安体制の整備〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕

施設の管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため危険物保安監督者、火薬類取扱保安責任者等を選任し、取扱作業等の保安監督を行わせるとともに、次に掲げる体制を確立実施するものとする。

- (1) 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- (2) 保安検査、定期点検要領
- (3) 防災設備の維持管理、整備及び点検要領
- (4) 防災教育の徹底
- (5) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動要領
- (6) 防災訓練の実施

5 . 防災設備、資機材の整備にあたっては、関係法令の基準を遵守することはもとより、更に強化充実に努めるものとする。〔五所川原地区消防事務組合消防本部〕